

## 平成 20 年第 3 回定例会-2(第 7 日 9/17)

- 議 長(村田一郎) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 議長(村田一郎) 長谷川大議員。(拍手)

[長谷川大議員登壇。「泣かしちゃだめだよ」と呼ぶ者あり]

- 長谷川大議員 じゃ、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

ことしの 1 定でですね、この表紙に——表紙、これ(表紙を示す)ですよ——に名前を連ねている後ろから 2 番目の人ですかね、こうやってぎざぎざに順番を読んでいくんだと思うんですけども、福祉サービス部長に、憲法における生存権とは何かという質問をなさって、部長にその条文の解説をさせる質疑をなさっていたので、まずは私もそれに倣って、質問の 1 発目をさせていただきます。

地方財政法——いいですか、メモとりましたか。地方財政法の 4 条の 5 それから 27 条の 4、この条文をまずこの壇上でご説明をいただきたいと思います。(「理由がわかりません。何でその説明が必要なんでしょう。条文の質問じゃないのか」「これは質問だよ」と呼び、その他発言する者あり)

[中沢学議員登壇]

- 中沢学議員 長谷川議員の質問にお答えします。

地方財政法第 4 条の 5 は、割当的寄附金等の禁止という条項です。中身はですね……(「何て書いてあるか言える」と呼び、その他発言する者あり)はい。

「国は」……若干ちょっと括弧の中は省略して読みます。「国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む。)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならない」というふうに定めております。(「まいったな」「出せというのは無理なんだというのがきちんと出ている」と呼ぶ者あり)

それから、27条の4。第27条の4、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費についての規定です。条文は、「市町村は、法令の規定に基づき当該してその負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない」、こういう条文です。（「それが何になるの」と呼び、その他発言する者あり）

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ありがとうございます。

当然これは読んでいらっやっったと思います。

27条の4なんですけれども、さらにそれが政令では、職員の給与に要する経費ですとか、市立小中学校の建物の維持及び修繕に要する経費というのが該当するようです。

それはおいておきまして、ちょうど今から4年前の16年3定で、この船橋市議会では特定不妊治療費助成事業2億円が計上された補正予算を可決したことは、皆さんもご記憶にあると思います。

ご想像いただきたいと思うんですけれども、この助成を受けて、苦勞をなさっているいろいろと不妊治療を経て、ようやくお子さんを授かったご夫婦が同じ市内のマンションを買ったら、そのマンションの価格に、子供がふえると学校が混雑するという理由で、不妊治療の助成をした市が、今度は憲法や法律に違反する金を吹っかけていたと。海の向こうのどっかの国からこういう笑い話もありかなというふうに思いますけれども、まさか自分たちの住んでいる町で、本気でこんな仕打ちをやろうとする人間があらわれとは思なかったということでもありますね。

まだ1年生の1期目の議員さんがこれだけの条例を組み立てて提出されることは、大変すばらしいことだと私は思います。皆さんも自分が1期2年目、これだけのことができたかということを考えていただければ、「できません」「今だって」と呼ぶ者あり）いかにこの提出者の方がすばしいか、おわかりをいただけたと思います。本当にお疲れさまでございました。（笑声）

ただ、この条例を読んでですね、びっくりしたのが、提出者が所属している会派のこれまでの主張を全く無視したものを出しているということでもあります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）特にこの発議案の表紙に書かれている賛成者のうち、最後の4名の方々、議

席で言っても後ろのほうの方々(笑声)がですね、このような日本国憲法を無視したような条例案の提出を認めるわけがないと思うんですよ。

ついこの前の3月の定例会でも、ここに並んでいる賛成者の後ろから2番目の方が、先ほども申し上げたように、福祉サービス部長に対して、日本国憲法の生存権をどう考えるかという質疑をされておりましたが、この賛成者の最後の4人の方、済みません、ちょっと長くなるんで、じゃ以下、4人組——4人組という言い方をさせていただきますんで、(笑声)よろしくお願ひします。(「じゃ4人組から答弁だな」と呼ぶ者あり)

この方々は、私とのいろんな議論の中で、この議場ですとかね、各種委員会で、こういろいろと議論をさせていただいておりますけれども、次のようなことをはっきりとおっしゃっていらっしゃるんですよ。(9月18日「次のように解釈できる発言をなさっているんですよ」と訂正許可)法律や国の指導などは、自分たちの主張と合わなければ無視してもよい(9月18日「違反を容認する」と訂正許可)。むしろ、自治体の存在意義を示すためなら、積極的に無視しろ(9月18日「違反を容認する」と訂正許可)。それから、しかし憲法は絶対に守らなければならない。(「そうだ」と呼ぶ者あり)そして、3番目ですけれども、市長の裁量権をふやすような規則委任をした条例は絶対にだめ。いいですか、これをよく言っているんですよ。規則委任をした条例は絶対にだめ。(「もう一回言って」と呼ぶ者あり)もう一回言いますか。(笑声)規則委任をした条例は絶対だめだと言っているんですよ、いつも。それで、市長の裁量で勝手に変えられないように、何でもかんでも条例に盛り込めと。いつも議会にかけろというのが、提案者の会派の皆さんのいつものご主張でございます。

この議場にいる方のすべてが、このことを何度もこの議場で聞かされているというふうに私は思いますけれども、だとすれば、何で4人組の方々がこんな条例の賛成者になっているのか、(笑声)大変首をこらうふうにせざるを得ない。考えられるのは、この若い提出者は才能にあふれていることは確かだが、過去に4人組がこの議会内で再三繰り返している発言を全く知らない。まあそうですね。過去のこと、余りご存じないかもしれない。そして、4人組の方々はきょうこの議場に来て、初めてこの条文の内容を見たとしか私は考えられないんです。

そこで、この議場で何度も議論をさせていただき、4人組の思想、政策について、恐らく最も私が熟知をしているんじゃないかと思っておりますが、(笑声)4人組の方々の思想とこの条例案とがいかに乖離したものであるかを、この若い提出者に4人組の方々にかわって指摘をさせていただきたいと思ひます。

どうか4人組の方々におかれましては、若い提出者のため、未来のためにも、きょうの本会議散会后、控室に戻ってから、提出者のことを責めたりすることなく、(笑声)温かく迎えてやっていただきたいと思います。(「質問は何ですか」と呼ぶ者あり)

はい、それでは入りましょう。(笑声)

まず、全体を通じて、この条例は一読をすると、受け入れ困難地区内、すなわち教室が不足している地域では、基本的にマンションを建てさせないんですね。だから、ここからは余り協力金は入ってこないことになる。そして、受け入れ困難地区外、すなわち教室が不足していない地域では、たっぷり協力金を巻き上げて建てさせると。

結局、学校の教室なんか全然不足していない、例えばの話ですけれども、北部の地域の小学校区のマンションを買った人からそのためのお金を巻き上げて、西船橋地域の学校の教室を整備する、こういうような構造になっているんだと思いますが、提出者はもちろんこの不条理な構造を承知の上で提案していると考えてよろしいのでしょうか。これがまず1つ目の質問でございます。

それから、提出者が市長に読め、読めと強要していた江東区のマンション急増対策に関するレポートを読ませていただきました。江東区は条例制定前の平成9年から、時限立法的というか、時限条例の期限が切れた平成19年までの10年間、この10年間で7万人の人口増が見られたわけでありまして。だから、このような私権を著しく制限する政策は必要だったというふうになっているわけでありまして。しかもこれほど人口がふえている江東区であっても、提出者がばくった(9月18日「引用した」と訂正許可)条例のうち、今は建設事業の中止や受け入れ困難地区といった条項は削除をしているんです。

さて、私どもの船橋市でございますけれども、先日の企画部の答弁の中で、今から25年かけて、あと3万人増の61万人になるということでありまして。

後ほど述べますけれども、私はこの条例は違法、違憲の条例だというふうに考えております。そのような条例を提案するには、それなりの理由づけが必要だと思いますけれども、私には江東区と本市とでは人口増のペース、先ほどもお話ししたように、その人口増のペースが全然違うと考えますし、とても違法条例を制定するほどの必然性が船橋市にあるとは思えないのです。

提出者は、提案者がばくった(9月18日「引用した」と訂正許可)江東区の当時と今の船橋市は同じ状況にあるとお考えなのかどうか、それについてもお聞かせをいただきたいと思っております。(「ばくるといふのをさ、ほかの語にしてくれない」と呼ぶ者あり)

続きまして、第2条(1)の中に世帯用住戸というのがございます。(「訂正したでしょう」と呼ぶ者あり)これが——置いてきちゃったかな。世帯用住戸という言葉に、定義ですとか、その面積の記述がないんですね。広さがこう記述をされていないんで、これについては単にファミリー向けだけでなく、いわゆる単身者用のワンルームも含むと思われるんですけども、子供がいらないと思われる単身者からも、教育施設整備協力金を取ることに矛盾はないのかどうか、これについてもお伺いをしたいと思います。

それから、第2条の(2)の土地取引等の定義、これと第6条、環境まちづくり条例の関連についてですけども、土地取引を売買と規定している以上は、土地をね、賃貸で借りて、その上に建てる場合は、第2条の土地取引には該当しないんじゃないかなというふうに思うんですが、ちょっとその辺についても、土地取引を土地利用の変更と規定している以上、例えばですけども、3階建てで建っている建物を壊して、そこに今度10階建てを建てるとしますよね。そのときには、地目が宅地のままですから、2条の土地取引、要するに土地利用の変更にもならないんで、土地取引には該当しないんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、そうすると、この後の3条から5条の手続は、すべて土地取引をする前の業者に求めるものですから、今指摘した賃貸や宅地のままの事業者は、この3条から5条の手続はする必要がないというふうに僕は読み取れると思うんですよ。

ところがですね、6条には、3条から5条の手続を踏んでいない事業者には、環境共生まちづくり条例の手続はさせないとあるんです。大丈夫ですか。メモとっている——。

借地にマンションを建てようとしている事業者、宅地のまま建て替えをしようとしている事業者は、どうすればいいんでしょう。それが次の質問です。

それから、この条例を素直に読むと、これらの事業者は、この条例が制定されれば、自動的に環境共生まちづくり条例の手続は免除されることになるんですけども、それでいいんでしょうか。これも質問です。

僕もきのう、環境共生まちづくり条例、こうプリントアウトしましたら、条例そのものは3枚で済んじゃうんですよ。ところが、その後に出てきたのが40枚ぐらいあって、結局2時までこれをまとめるのにかかりまして、(笑声)環境共生まちづくり条例、特に気になるところですんで。よろしく願います。

それから、冒頭で申し上げたように、この4人組の皆さんは、日ごろから「法律違反は構わないが(9月18日「法律違反を容認するが」と訂正許可)、憲法違反は絶対にだめ」というふうにおっしゃっているわけですね(9月18日「と解釈できる発言をされているわけですね」と訂正許可)。生活保護受給者が老人ホームに入れないのは憲法違反だとか、年金の天引きは健康で文化的な生活を保障した憲法違反だとか、皆さんも耳にたこができるくらい、この議場でお聞きだと思っただけですね。

さて、3条では、土地取引の前に数々の届け出義務を課して取引、つまり通常の商行為を随分と制限をしているんですね。これらを制限するに当たって、その根拠となる法律があるのかどうか。根拠法がないのなら、これらの義務を課すことは法を越えた行為であることになると思いますんで、その辺についても伺いたいとは思いますが、それは……(「伺い切れない」と呼ぶ者あり)やめておきましょう。

皆さんの会派は、法律違反なんかへでもないというふうにご考慮される(9月18日「法律違反を容認していると解釈できる発言をされている」と訂正許可)ことは承知しているんですけども、憲法29条で保障された財産権、例えば自分の土地をきちんと法令に従って売買する法行為を法的根拠のない条例で制限するということなんていうのは、(「制限していない」と呼ぶ者あり)年金天引きですら憲法違反と考える4人組が、私は絶対に許すはずがないというふうに思っているわけでありまして。

提出者の政治信条は、あなたの会派のそれらよりさらに一歩進んで、自治体の存在意義を示すために憲法違反も構わないという立場なのかどうか、そこもお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、3条から5条までの手続と6条、環境共生まちづくり条例の手続との関係について伺いたいと思っております。

先ほどもこの条例の手続を免除される事業者の話をしましたけれども、次はこの条例に該当する事業者の場合を考えてみたいと思っております。

この条例が求めているのは、次のとおりになります。土地取引前、つまりまだ土地の権利関係が動いていない段階もしくは地主がまだマンション業者に土地を売ると認めていない段階、そういう段階で、3条では事業者は戸数、面積等を市長に届け出ます。4条で、今度、市長は戸数などを決定して、事業者に意見を出すんです。今度5条で、事業者が市長が決めた戸数の意見を承認する回答をするんです。この手続を踏むと、環境共生まちづくり条例の手続へ移行してよいということになっているわけですけども、ここまで言うとな、皆さんもどこがおかしいか大体わかると思うん

ですけれども、つまりこの後、事業者が環境共生まちづくり条例に基づいて看板を出したとき——出しますよね。出したときに、もう業者と市長の間では、戸数も何も全部決まっているんですよ。これに従ってやっていくと。

したがって、いいですか、もう看板が出たときには、戸数も何も決定しちゃっているんだから、この後にどんなに周辺住民が階高を下げろだとか、戸数を減らせだとかと言ったって、陳情を出したって、座り込みをしたって、無駄になるわけですよ。だって、この戸数は、市長がもうお墨つきを与えちゃった戸数なんですから。業者はもう絶対にそれを減らすなんていうことはあり得ない話になるわけですね。

そこでお伺いをしたいんですけれども、もう私も勉強不足で大変申しわけないと思いますが、1つの自治体の中で、ある条例で他の条例を骨抜きにするという例を私も余り知らないんです。こういうのは全国的に見て結構あるのかどうか、提案者の知識の中でお答えをいただければありがたいと思います。

それから、第6条の1の環境共生まちづくり条例に基づく届出の用語についてなんですけれども、環境共生まちづくり条例に出てくる届出というのは、区画形質の変更についてだけなんです。区画形質の変更がない計画も結構あると思うんですけれども、環境共生まちづくり条例の中にある計画書の提出や標識の設置は別にやっても構わないのに、なぜ区画形質変更の届け出のみ制限をするのか、それをお答えいただきたいと思います。

ここの部分を読んでいきますとね、環境共生まちづくり条例に基づく届け出ってこの条例案で書いてあるのは、ひよっとするとですよ、私のほうでも善意に解釈をさせていただくと、環境共生まちづくり条例に関する今申し上げた一連の手續のことを言っているんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、そういうことであれば、まあ私のほうでそういうふうに読みかえてあげてもいいかなって思っているんですが、(笑声)それでよいかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それから、7条ですね。事業者は、教育施設等の整備に協力するものとする。それから、第8条、全事業者から協力金を巻き上げるんだけれども、7条の協力をしたやつにはまけてやるよというような内容になっています。規則や要綱ならまだしも、条例の中で「協力するものとする」というかなり強い言い方になっているんですが、こういうおどしをかける条文を入れるのもびっくりするんですけれども、まあ提出者の会派の個性といえればそれまでであります。

それはさておいて、受け入れ困難地区以外、つまり放課後ルームや保育の待機が出ていない地域で、事業者が放課後ルームや保育所をつくって、マンションの住人の子供を優先的に入れたとしますよね。そうすると、そのマンションはそういう施設をつくって協力をしたことになるわけです。この場合は、協力金はまけてくれるのかどうかですね。

だって、マンションの住人の子供がそこに入れば、マンションの子供が市の保育園や放課後ルームに世話になっていないという点では、マンション側は7条の教育施設等への円滑な受け入れのためにという目的を十分に果たしていることになるんだと思うんですね。

それとも、この受け入れ困難地区外の業者に対しては、この条文を無視して、そんなのは教育施設等への円滑な受け入れのためには認めないという、何か難癖というか、まあ理由をつけて、あくまでも協力金を巻き上げるか。

ただし、そうだとするならば、市長が必要と認めるときは市長がこの条文を無視すると規定しておく必要があると思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

それから、同じく7条の事業者は、教育施設等の整備を協力するものとするというところ、同じような——同じところなんですけれども、まず第1に、事業者が教育施設等をつくる、この場合に、恐らく保育園か放課後ルームが考えられると思うんですけれども、そんなことを、その4人組の方々が僕は絶対に許すはずがないと思うんです。

というのは、4人組のうちのお1人が、マンションの自主管理公園なんて絶対に認めちゃだめだと。全く継続性がない。管理組合がつぶすと言ったら、それで終わりじゃないかということを建設委員会で、——————(笑声)これを会議録で読んでいったら、もうまさにそういう部分が出てきました。

それから、仮にマンションの施設に放課後ルームがつくられて、そこにマンション居住者の子供が優先的に入って、そして子供が大きくなって、管理組合がその放課後ルームがもうマンションの住民には余り必要でないということになって、つぶすというふうに決めちゃった場合には、今度、何年か前にまけてやった協力金は、やっぱり払えということにこの条文ではできるのかどうかを 教えていただきたいと思います。(「時限立法だから」と呼ぶ者あり)

それから、別の意味でも、この条文は4人組の方々の主張に真っ向から挑戦している部分があるんですね。だって、4人組は、保育園ですとか放課後ルームは何かから何



まで全部公務員がやらなくちゃだめ、公設公営じゃないとだめって再三言っているわけでごさいますて、ちょっと考えれば、こんな条文、4人組が認めるわけがないことがわかると思うのに、提出者はまだまだ4人組の政策を全く理解されていない。これは別にね、答弁はいいんですけども、よく本当は相談してほしかったんですよね、先輩方に。

ただ、この点だけはちょっとお聞きしたいと思います。仮に業者が放課後ルームや保育園などをつくっちゃった場合に、その運営、つまり人ですよ——はだれが用意するのか。まさか市ではないと思いますけれども。言っておきますけれども、これは受け入れ困難地区ではない地区、つまり放課後ルームも保育園も全然待機が出ていない地域の話です。そんな地域に税金で放課後ルームの指導員を確保するというのは、ちょっといかがなものかと思えますけれども、それについてもお伺いをしたいと思えます。

それから、8条の1項です。「規則で定める額の協力金を求めるものとする」、これもまず提出者が4人組の考えを全く理解していない点について指摘をしたいと思えます。

冒頭申し上げたように、4人組の方々は、常日ごろから、先ほどもくどく言いましたけれども、規則委任、特に市長に条例運用に当たって大きな裁量権をゆだねるような条例案は絶対認めないっておっしゃっているんですよね。今までそんな規則委任をした条例を出して、この議場や委員会の席で

—————私は—————(笑声)私ですとか、この議場におられる方々は、もう何十回と見ているわけですよ。

ちなみに、私の記憶で最も鮮烈なのは、ちょっと古い話になりますけれども、この環境共生まちづくり条例が審議された建設委員会。このとき私は建設委員ではないんですけども、同じ会派の建設委員の方がもう本当に、何というんでしょう、委員会が終わって上がってきたときに、とにかくこのことについて言っていたのを覚えているんです。この4人組のうちのお1人が、(予定時間終了2分前の合図)理事者が規則は条例制定後に示すと言っているのを許さず、1時間近くにわたって、当時の建設局長以下、担当理事者を—————でということなんですね。

そんな4人組の方々がこの条例のハイライトである協力金の額を規則にゆだねるなんていうことを認めるわけがないんだと思うんです。しかも提出者もご存じのように、規則というのは議会には制定する権利はないんですよね。市長にしかつくれないもの。

この額を市長にゆだねて、市長が仮にこれを1億円とかというふうにしたら、船橋には億ションしか建たなくなっちゃうわけです。(笑 声)

それで、億ションを買えるようなご家庭のお子さんは、もう公立の小学校なんかには行かず、東京の私立に行って、高額納税者がふえて、住民税は納めるけれども、福祉とかは全く要求しない人口がふえる。だから、それでいいとでもお考えになるんですかね。

まあ時間も少なくなってきましたんで、何を考えてこんな大事な部分を市長の裁量で自由に変更できる規則にゆだねるのかをお伺いして、質問を終わりにさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。(「議事進行」「答弁」と呼び、その他発言する者あり)

[「議長、議 事進行」と呼ぶ者あり]

●議長(村田一郎) 何でしょうか。

●佐藤重雄議員 今回の質問者の中で、2つ重大な問題があると思うんです。

1つはですね、その4人組というのはだれを指すかわかりませんが、法律違反は構わないと言ったということが何かで引用されていると思うんですが、再々法律違反は構わないけれども、憲法違反は、憲法は守れとか言ったとか、法律違反を、法律を無視しろと言ったとか、繰り返し言っているんですが、具体的に何を指すのか、明確にしていきたい。

それから、もう1つは、私にはよくわからないんです。「ぱくる」という話、言葉が何度も出てくるんですが、「ぱくる」というのは日本語にすると何なのかもわかりません。以前にも、同じ言葉を使って取り消した経緯があった ものですから、(長谷川大議員「そうだ、忘れちゃった」と呼ぶ。笑声) 一体それはどういうことなのか、改めてこの事実関係を明確に調べていただきたい。(「謝ったほうがいい」と呼ぶ者あり) そのためにはという意味で、きちんとその証拠になるね、この法律違反は構わないと言ったという証拠になるものを全部提出していただきたい。

.....

●議会運営委員長(岩井友子) 暫時休憩願います。

●議長(村田一郎) 会議を休憩いたします。

19時56分休憩

---

23時49分開議

●議長(村田一郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4の議事を継続します。

お諮りします。

日程第4の議事は、議事の都合により次の会議に延期することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

●議長(村田一郎) 異議なしと……。

[「議長」「異議あり」「異議ありと言っていますよ」と呼ぶ者あり]

●議長(村田一郎) はい。

●佐藤重雄議員 今、何事もなかったかのように説明していましたが、委員長ポストというのは、これまで会派代表等で調整をして決めてきたものですが、それも全部慣例を無視して、委員長を決めないでやるのか、委員長をどこでどういうふうにするのかも説明のないまま会議を継続することは許されないと思えますが、それをどのように説明されますか。(「決とれ、決」と呼ぶ者あり)

●議長(村田一郎) これは散会後に、また議運で協議したいと思えますので。

●佐藤重雄議員 だったら、議長。

●議長(村田一郎) はい。

●佐藤重雄議員 それだったら、さっきの説明は成り立たないじゃないの。だから……。

●議長(村田一郎) とりあえず今回は延会を。時間の都合上、延会だけにとどめたいと思います。(「議運の委員、どういう報告ですかね」と呼ぶ者あり)

●佐藤重雄議員 とにかく議運の副委員長が言った答弁から始めますということはあり得ないんですね。(「おかしいよ」と呼ぶ者あり)答弁から始めますということは、さっきは……(「何やっているの、議事進行でも何でもないよ、そんな」と呼び、その他発言する者あり)

●議長(村田一郎) いや、その件につきましても、一応延会をさせていただいて、先ほど議会運営副委員長の議事等の説明について説明がありました。その後、延会後、議会運営委員会を開きますから、そこで協議をしたいと思います。(「そういうことだよ」「決めたんだよ」と呼び、その他発言する者あり)

延期することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長(村田一郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

---

●議長(村田一郎) 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、渡辺ゆう子議員及び瀬山孝一議員を指名します。

---

●議長(村田一郎) お諮りします。

本日の会議はここまでとし、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長(村田一郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

---

●議長(村田一郎) 次の会議は、あす 18 日に開きます。

なお、当日の会議は、議事の都合により、特に午前 0 時 30 分に繰り上げて開くことにします。

本日は、これで延会します。

23 時 52 分延会